

# 財政状況等一覧表（平成22年度決算）

(単位:百万円)

団体名 七戸町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,776	4,595	581	6,953

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	10,627	10,344	282	132	32	12,365	109	
霊園事業会計	3	2	0	0	0	0	0	
一般会計等	10,630	10,347	283	132		12,365	109	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを除除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤(=②-④)  
※②が負数の場合のみ

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業会計	2,408	2,286	122	122	169	0	0	
介護保険事業会計	1,930	1,902	27	27	269	9	0	
後期高齢者医療事業会計	157	157	0	0	218	0	0	
老人保険事業会計	0	0	0	0	0	0	0	
介護サービス事業会計	13	13	0	0	3	0	0	
水道事業会計	282	247	36	522	25	1,098	335	法適用
公共下水道事業会計	382	382	0	0	296	3,418	2,953	法非適用
農業集落排水事業会計	58	58	0	0	51	671	581	法非適用
公営企業会計等計				672		5,196	3,869	連結実質赤字額

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧(=-(②+⑥))  
※(②+⑥)が負数の場合のみ

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
中北上北広域事業組合 一般会計	3,396	3,355	41	41	0	31	2,201	1,772	
中北上北広域事業組合 病院事業	1,971	2,073	△103	213	0	310	743	576	法適用
上北地方教育・福祉事務組合	1,056	1,037	19	19	0	34	8	0	
十和田地区食肉処理事務組合	557	521	36	529	0	0	318	7	法適用
青森県交通災害共済組合	212	196	17	17	0	0	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	14,060	12,980	1,080	1,080	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合	790	770	20	20	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合 一般会計	502	481	21	21	0	5	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合 医療特別会計	140,036	136,879	3,157	3,153	0	3,824	0	0	
一部事務組合等計				5,093	0		3,270	2,355	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
七戸町土地開発公社	0	9	5	0	0	0	0	0	
鷹山宇一記念美術振興会	△2	144	15	0	0	-	0	0	
東八甲田ローズカントリー	0	2	1	3	0	-	0	0	
南部縦貫	11	85	11	0	0	-	0	0	
みらい天間林	7	20	7	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等計			39	3	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	775	1,147	372
減債基金	398	706	308
その他充当可能基金	284	283	△ 1
充当可能基金計	1,457	2,136	679

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	1.42	1.89	0.47	△ 14.06	△ 20.00	水道事業会計	176.0	188.6	12.6
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	10.70	11.56	0.86	△ 19.06	△ 35.00	公共下水道事業会計	1.0	0.8	△ 0.2
実質公債費比率	16.9	15.4	△ 1.5	25.0	35.0	農業集落排水事業会計	0.1	0.2	0.1
将来負担比率	135.7	111.7	△ 24.0	350.0					
財政力指数	0.28	0.27	△ 0.01						
経常収支比率	94.2	86.6	△ 7.6						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成22年度決算による基準である。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} \\ &= \text{2,932 (百万円)} + \text{0 (百万円)} = \text{21,090 (百万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} \\ &= \text{538 (百万円)} + \text{11,905 (百万円)} = \text{14,578 (百万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{算入公債費等の額} &= \text{1,129 (百万円)} \\ &⑮ \end{aligned}$$